

東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業  
事業契約書（案）訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
5	第6条2項	事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、PFI促進法第16条（支援等）に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また、大学は、事業者が、同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。	事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、PFI促進法第16条（支援等）に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。大学は、事業者が求める場合、事業者が同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。
16	第41条1項	事業者は、維持管理期間中、維持管理業務計画書に従い、自己の費用と責任において、本件施設の修繕及び模様替えを実施する。	事業者は、維持管理期間中、維持管理業務計画書に従い、自己の費用と責任において、本件施設の修繕及びパーティションの位置の変更等の軽微な工事（以下、「模様替え」という。）を実施する。
10	第20条3項	事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、自らの負担により、当該保険金請求権に、第55条（事業者の損害賠償義務等）第1項に規定する違約金支払債務を被保険債務とする質権を大学のために設定するものとする。	事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、自らの負担により、当該保険金請求権に、第55条（事業者の損害賠償義務等）第1項に規定する違約金支払債務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。
10	第20条4項	事業者は、自ら大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、速やかに、かかる契約に基づく保険証券の原本を大学に提出するものとする。また、事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、前項に従い質権を設定すると同時に保険証券の原本を大学に提出するものとする。	事業者は、自ら大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、速やかに、かかる契約に基づく保険証券の原本を大学に提出するものとする。また、事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、前項に従い質権を設定すると同時に保険証券の原本を大学に提出するものとする。
11	第22条1項	大学が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合、大学は管理スケジュールの調整を行い、備品の搬入に協力する。	大学が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合、事業者は管理スケジュールの調整を行い、備品の搬入に協力する。
11	第22条2項	前項の場合、大学が事業者に協力する際に要する費用は、事業者の負担とする。	前項の場合、事業者が大学に協力する際に要する費用は、事業者の負担とする。
13	第29条2項	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡が引渡予定日より遅延した場合、事業者は、大学に対し、引渡予定日から実際に本件施設が事業者から大学に対して引渡された日までの間（両日を含む。）、本件施設費相当から本件施設の引渡を受けた部分に相当する金額を控除した額の年8.25パーセントの割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により支払うものとする。ただし、大学に当該遅延損害金を超える損害が発生した場合、事業者は、その損害額を支払わなければならない。	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡が引渡予定日より遅延した場合、事業者は、大学に対し、引渡予定日から実際に本件施設が事業者から大学に対して引渡された日までの間（両日を含む。）、本件施設費相当から本件施設の引渡を受けた部分に相当する金額を控除した額の年3.6パーセントの割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により支払うものとする。ただし、大学に当該遅延損害金を超える損害が発生した場合、事業者は、その損害額を支払わなければならない。

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
14	第32条1項	大学が本件施設の引渡を行う前に、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を大学に通知しなければならない。	事業者が本件施設の引渡を行う前に、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を大学に通知しなければならない。
15	第38条	事業者は、事前に大学へ届け出た場合を除き、出資者以外の者に本件施設の維持管理業務の全部又は大部分を委託してはならない。維持管理の一部に関しては、事前に大学に通知することにより出資者以外の者に委託できるが、この場合当該委託が終了したときにはその旨大学に通知するものとする。	事業者は、事前に大学の承諾を得た場合を除き、出資者以外の者に本件施設の維持管理業務の全部又は大部分を委託してはならない。維持管理の一部に関しては、事前に大学に届け出ることにより出資者以外の者に委託できるが、この場合当該委託が終了したときにはその旨大学に通知するものとする。
20	第52条1項	(大学の債務不履行) 第52条 大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。	(大学の債務不履行) 第52条 大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
23	第60条3項	第1項の場合において、本件施設が未完成である場合には、大学は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。	第1項の場合において、本件施設が未完成である場合には、大学は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙4(法令変更による損害金分担規定)に記載する負担割合によるものとする。
24	第64条3項	第1項の場合において、本件施設が未完成(倒壊の場合を含む。)であった場合には、大学は出来高部分(倒壊部分を含む。)を書類審査その他の検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分(倒壊部分を含む。)に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、大学は、事業者に対し、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を、別途協議によって定める支払い方式に従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。	第1項の場合において、本件施設が未完成(倒壊の場合を含む。)であった場合には、大学は出来高部分(倒壊部分を含む。)を書類審査その他の検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分(倒壊部分を含む。)に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、大学は、事業者に対し、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を、別途協議によって定める支払い方式に従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙9(不可抗力による追加費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
27	第77条	(延滞利息) 第77条 大学又は事業者が本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合、大学又は事業者は、未払額につき延滞日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。	(延滞利息) 第77条 大学又は事業者が本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合、大学又は事業者は、未払額につき延滞日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。
35	別紙4	本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更の場合 100% 0% 記載の法令以外の法令の変更の場合 0% 100%	本件施設整備事業に直接関係する法令の変更の場合 大学負担割合 100% 事業者負担割合 0% 消費税に関する法令の変更の場合 大学負担割合 100% 事業者負担割合 0% 上記及び記載の法令以外の法令の変更の場合 大学負担割合 0% 事業者負担割合 100%
41	別紙9	1. 設計・建設期間 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が設計建設期間中に累計で施設整備費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額および追加費用額から控除する。 2. 維持管理期間 維持管理期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理費相当額(ただし、第47条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額および追加費用額から控除する。	1. 設計・建設期間 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が設計建設期間中に累計で施設整備費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、事業者(請負者又は維持管理業者を含む。)が不可抗力により保険金を受領した場合、まず、事業者の負担部分を補填し、残余部分を大学の負担部分から控除する。 2. 維持管理期間 維持管理期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理費相当額(ただし、第47条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、事業者(請負者又は維持管理業者を含む。)が不可抗力により保険金を受領した場合、まず、事業者の負担部分を補填し、残余部分を大学の負担部分から控除する。
43	別紙10 第5条 2	本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。	本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。
44	別紙11 1 (1)	1 維持管理業務に関するモニタリングの方法 大学はその費用負担において、事業期間中、維持管理業務に関するモニタリングを行う。 (1) 事業者からの業務報告書の提出 事業者は、本契約第 3 条に定められた本件施設の維持管理状況を正確に反映した業務報告書を作成し、大学に提出する。大学は提出された業務報告書の内容を確認する。 事業者が提出する業務報告書及び提出時期は以下のとおりとする。 業務日誌：作成日ごとに提出 月報：翌月の7日までに提出 半期報告書：毎月10月7日までに提出 年間総括書：毎年4月7日までに提出	1 維持管理業務に関するモニタリングの方法 大学はその費用負担において、事業期間中、維持管理業務に関するモニタリングを行う。 (1) 事業者からの業務報告書の提出 事業者は、本契約第 4 4 条に定められた本件施設の維持管理状況を正確に反映した業務報告書を作成し、大学に提出する。大学は提出された業務報告書の内容を確認する。 事業者が提出する業務報告書及び提出時期は以下のとおりとする。 業務日誌：作成日ごとに提出 月報：翌月の7日までに提出 半期報告書：毎年10月7日までに提出 年間総括書：毎年4月7日までに提出

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
48	別紙11		フローチャート図(修正版)を下図に示す。
49	別紙12	(1) 施設整備費相当 大学が維持管理期間中に支払う施設整備費相当は、入札参加者が提案する東京大学(地震)総合研究棟の施設費相当を元本とし、入札参加者が提案する割賦金利及び期間12年の元利均等返済方式によって算出される事業年度ごとの元金償還額並びに金利(以下、「割賦金利」という。)の合計額とする。	(1) 施設整備費相当 大学が維持管理期間中に支払う施設整備費相当は、入札参加者が提案する東京大学(地震)総合研究棟の施設費相当を元本とし、入札参加者が提案する割賦金利及び期間13年の元利均等返済方式によって算出される事業年度ごとの元金償還額並びに金利(以下、「割賦金利」という。)の合計額とする。

